

経営 1

青色申告を始めよう

平成32年分から 控除額が変わります

事業所得（農業所得）、不動産所得及び山林所得があり、青色申告をしようとする年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署に提出された方については、青色申告が適用され、主に次のような特典を受けることができます。

特典1 青色申告特別控除の適用

所得金額から最大で10万円もしくは65万円を差し引けます。

特典2 専従者給与の必要経費算入

事前に所定の届出を税務署に提出すれば、専ら事業に従事している配偶者やその他の親族に支払った専従者給与を必要経費に算入できます。

特典3 純損失の繰越し

事業から生じた純損失を翌年以後3年間の黒字の所得金額から控除できます。

青色申告と白色申告の違いは

「青色申告承認申請書」を提出されていない場合は白色申告になります。

ですが、青色申告と白色申告では、提出書類や税金の計算において、次のような違いがあります。

税金の計算上の有利度

小 → 大

種類	白色申告	青色申告	
		(簡易な方式)	(正規の簿記)
届出	必要なし	青色申告承認申請書 青色事業専従者給与に関する届出	
記帳の方法	簡易な方式	簡易な方式	正規の簿記 (複式簿記)
提出書類	収支内訳書	青色申告決算書 (損益計算書のみ)	青色申告決算書 (貸借対照表・損益計算書)
特別控除	なし	10万円	65万円
専従者給与 (専従者控除)	配偶者:86万円 それ以外の親族:50万円	届出に記載した金額の範囲内で相当と認められる金額	
純損失の繰越し	なし	翌年以後3年間繰越し可	

税制改正での変更点

平成32年分（2020年分）から青色申告特別控除額が変わります。

改正1

個人の方の所得税について

- ・青色申告特別控除額が変わります。
(現行65万円 → 改正後55万円)
- ・基礎控除額が変わります。
(現行38万円 → 改正後48万円)

改正2

「改正後、55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて「e・Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

ポイント
条件を満たせば、改正後の青色申告特別控除額と基礎控除額の合計額は現行よりも10万円多くなります。



節税効果の比較

	国税太郎さん			国税春子さん 国税太郎さんが青色申告の場合	
	白色申告の場合	青色申告の場合			
	A	B	C		
事業の利益	6,000,000	6,000,000	6,000,000	D	
青色申告特別控除	—	650,000	100,000		
青色事業専従者給与 事業専従者控除	860,000	1,200,000	1,200,000		
事業所得	5,140,000	4,150,000	4,700,000		
給与所得	—	—	—		550,000
所得控除の合計	1,430,000	1,430,000	1,430,000		380,000
課税される所得金額	3,710,000	2,720,000	3,270,000		170,000
所得税額 (基準所得税額)	314,500	174,500	229,500		8,500
復興特別所得税額 (基準所得税額×2.1%)	6,604	3,664	4,819		178
①所得税及び復興特別所得税の額	321,100	178,100	234,300		8,600
②住民税	391,000	292,000	347,000	24,500	
③事業税	112,000	95,000	95,000	—	
所得税、復興特別所得税、住民税及び事業税の合計(①+②+③)	824,100	565,100	676,300	33,100	

(注) 1 住民税均等割額は、5,000円として計算しています。
2 上記の税の他、国民健康保険料(税)などの計算にも影響します。

青色申告の場合の税負担 (国税春子さんの負担額を含む)	白色申告の場合の税負担 (A)	節税効果 (差引)
青色申告特別控除額が65万円の場合 (B+D)	598,200円	824,100円 -225,900円
青色申告特別控除額が10万円の場合 (C+D)	709,400円	824,100円 -114,700円

お問合せ お近くの窓口または農産課(☎72-3074)

